

日医発第11号(保2)
平成21年4月2日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成21年3月23日付厚生労働省告示第94号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事・食品衛生審議会医薬品部会に報告の上承認を受けた医薬品で、薬価基準に収載申請のあった医薬品（薬価基準既収載医薬品と同一成分の新規格医薬品）5成分12品目を、薬価基準の別表に第23部追補（19）として収載したものであります。

なお、同日付保医発第0323001号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、下記のとおり示されました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌5月号に掲載を予定しております。

記

○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

ゴナールエフ皮下注ペン450、ゴナールエフ皮下注ペン900

- (1) 本製剤は、低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一第2章第2部第2節第1款区分「C101」の在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- (2) 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、注入器加算は算定できないものであること。

(添付資料)

1. 官報 (平 21. 3. 23 第 5035 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正について
(平 21. 3. 23 保医発第 0323001 号 厚生労働省保険局医療課長通知)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部
を改正する件(厚生労働九四)

○厚生労働省告示第九十四号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。
平成二十一年三月二十三日
別表に第23部として次のように加える。
厚生労働大臣 外添 要一

品名	第23部内	追用	補	規格	単位	薬価
(え)						
エビリファイ内用液0.1%					0.1% 1mL	95.40
(に)						
ニューロタン錠100mg					100mg 1錠	252.00
品名	注	射		規格	単位	薬価
(こ)						
ゴナールエフ皮下注ベン450				450国際単位	0.75mL 1筒	30,473
ゴナールエフ皮下注ベン900				900国際単位	1.5mL 1筒	60,090
(ね)						
ネスブ静注用10 μ g/1mLブラシリンジ				10 μ g	1mL 1筒	3,128
ネスブ静注用15 μ g/1mLブラシリンジ				15 μ g	1mL 1筒	4,416
ネスブ静注用20 μ g/1mLブラシリンジ				20 μ g	1mL 1筒	5,641
ネスブ静注用30 μ g/1mLブラシリンジ				30 μ g	1mL 1筒	7,946
ネスブ静注用40 μ g/1mLブラシリンジ				40 μ g	1mL 1筒	10,130
ネスブ静注用60 μ g/0.6mLブラシリンジ				60 μ g	0.6mL 1筒	14,285
ネスブ静注用120 μ g/0.6mLブラシリンジ				120 μ g	0.6mL 1筒	25,521
(ふ)						
プスルフェクス点滴静注用60mg					60mg 1瓶	39,542



保医発第0323001号
平成21年3月23日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成21年3月23日付厚生労働省告示第94号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
 - (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬2品目及び注射薬10品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
 - (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 916	4, 450	3, 147	42	16, 555

- 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について
ゴナールエフ皮下注ペン450、ゴナールエフ皮下注ペン900
 - (1) 本製剤は、低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一第2章

第2部第2節第1款区分「C101」の在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

- (2) 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、注入器加算は算定できないものであること。

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	内用薬 エビリファイ内用液0.1%	アリピプラゾール	0.1% 1 mL	95.40
2	内用薬 ニューロタン錠100mg	ロサルタンカリウム	100mg 1 錠	252.00
3	注射薬 ゴナールエフ皮下注ペン450	ホリトロピン アルファ (遺伝子組換え)	450国際単位0.75mL 1 筒	30,473
4	注射薬 ゴナールエフ皮下注ペン900	ホリトロピン アルファ (遺伝子組換え)	900国際単位1.5mL 1 筒	60,090
5	注射薬 ネスプ静注用10 μ g / 1 mL プラシリンジ	ダブルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	10 μ g 1 mL 1 筒	3,128
6	注射薬 ネスプ静注用15 μ g / 1 mL プラシリンジ	ダブルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	15 μ g 1 mL 1 筒	4,416
7	注射薬 ネスプ静注用20 μ g / 1 mL プラシリンジ	ダブルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	20 μ g 1 mL 1 筒	5,641
8	注射薬 ネスプ静注用30 μ g / 1 mL プラシリンジ	ダブルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	30 μ g 1 mL 1 筒	7,946
9	注射薬 ネスプ静注用40 μ g / 1 mL プラシリンジ	ダブルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	40 μ g 1 mL 1 筒	10,130
10	注射薬 ネスプ静注用60 μ g / 0.6mL プラシリンジ	ダブルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	60 μ g 0.6mL 1 筒	14,285
11	注射薬 ネスプ静注用120 μ g / 0.6mL プラシリンジ	ダブルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	120 μ g 0.6mL 1 筒	25,521
12	注射薬 ブスルフェクス点滴静注用60mg	ブスルファン	60mg 1 瓶	39,542